

別表 採択要件及び助成対象経費

事業種目・事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率・補助上限額	助成対象経費
1 栃木のお米超低コスト生産対策事業				
(1) 生産実践事業				
多収品種やスマート農業技術等を組み合わせた超低コスト生産の実証の取組に対する助成	水稲（子実用）作付面積 30ha 程度の農地所有適格法人※ ¹ ）又は農業者の組織する団体※ ² ）	<p>①米の生産コスト削減及び経営規模拡大の目標を設定し、目標の達成に向けた取組を行うこと（2年間継続して事業を実施）。</p> <p>②事業実施の4年後には、米の生産コストが減少し、規模拡大により水稲作付面積が増加すること。</p>	1/2 以内とし、助成額の上限を700千円とする。	<p>1 実証ほ設置に係る経費</p> <p>(1)土壌分析費</p> <p>(2)リース費（スマート農業機械、省力化・効率化に必要な機械等のリース経費）</p> <p>(3)委託経費（リモートセンシング、マルチスペクトルカメラのデータ解析等）</p> <p>(4)種苗費（多収品種の種子、直播用コーティング経費）</p> <p>(5)育苗資材経費</p> <p>2 経営調査費</p> <p>(1)中小企業診断士等委託費</p> <p>3 その他目的達成のために農業振興事務所長が必要と認める経費</p>
(2) 生産整備事業				
超低コスト生産に必要なスマート農業機械導入に対する助成	生産実践事業の事業実施主体※ ³ ）	生産実践事業を実施し、米の生産コスト削減及び水稲作付面積拡大の目標の達成に向けた取組を行うこと	1/3 以内とし、助成額の上限を3,500千円とする。	生産実践事業の実証に必要な農業機械※ ⁴ ）
2 栃木のお米品質向上対策事業				
「とちぎの星」の品質向上のための実証等の取組に対する助成	農業者・農業協同組合等で組織する研究会（産地研究会）	①農業者・農業協同組合等で組織する産地研究会を設置し、品質向上に向け、品質向上栽培マニュアルに基づく栽培管理を行うとともに、栽培管理や天候等の水稲の生育・品質に影響する要因の記録を行うなど、取組の拡大につな	1/2 以内	<p>1 実証栽培に係る経費</p> <p>(1)土壌改良資材費</p> <p>(2)土壌分析費</p> <p>(3)篩目資材費（グレーダーの網目変更に必要な費用）</p> <p>2 食味分析・食味調査費</p> <p>(1)食味分析費</p> <p>(2)アンケート調査</p> <p>(3)食味コンテスト</p>

		がるための実証栽培を行うこと。 ②収穫物を 1.9mm 篩い目で調製し、収量性、品質等を調査すること。	等の参加費 (4)サンプル費 3 会議費 (1)会議室料 (2)講師謝金 (3)通信費 4 その他目的達成のために農業振興事務所長が必要と認める経費
--	--	--	--

- ※1 農地所有適格法人には、法人化を目指す認定農業者及び集落営農組織も対象とする。
- ※2 農業者の組織する団体とは、原則、農地所有適格法人を含む農業者複数名で組織され、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるもの。
- ※3 農業者の組織する団体にあつては、その構成員かつ農地所有適格法人及び法人化を目指す認定農業者
- ※4 生産実践事業の実証に必要な農業機械とは、原則、スマート農業カタログ（水稻畑作）に掲載されている機械とし、栃木の米づくりプロジェクト推進事業実施要領の運用についての別表1の複数技術の組合せに実践に必要な機械含む。ただし、ソフトウェアのみの製品、事業実施主体の財産以外に影響を与えるもの（土地改良区財産の水路やポンプに取り付ける制御装置等）は対象外とする。